

平成26年度 川崎市保育料金額表

(単位：円)

階層区分	定 義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		(参考)国基準保育料	
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	9,000	6,000
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650	19,500	16,500
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200		
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700		
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550	30,000	27,000
D2	所得税 1,500円以上 9,500円未満	11,700	5,850	8,300	4,150		
D3	所得税 9,500円以上 18,500円未満	14,700	7,350	9,900	4,950		
D4	所得税 18,500円以上 30,000円未満	18,200	9,100	12,900	6,450		
D5	所得税 30,000円以上 40,000円未満	22,000	11,000	13,400	6,700		
D6	所得税 40,000円以上 50,000円未満	25,700	12,850	17,400	8,700		
D7	所得税 50,000円以上 62,000円未満	29,500	14,750	21,300	10,650	44,500	41,500
D8	所得税 62,000円以上 75,000円未満	33,300	16,650	24,500	12,250		
D9	所得税 75,000円以上 88,000円未満	37,200	18,600	26,000	13,000		
D10	所得税 88,000円以上 103,000円未満	41,200	20,600	27,000	13,500		
D11	所得税 103,000円以上 128,000円未満	45,200	22,600	29,500	14,750		
D12	所得税 128,000円以上 162,500円未満	50,000	25,000	30,500	15,250	61,000	58,000
D13	所得税 162,500円以上 212,500円未満	54,500	27,250	32,250	16,125		
D14	所得税 212,500円以上 272,500円未満	59,000	29,500	34,000	17,000		
D15	所得税 272,500円以上 332,500円未満	63,500	31,750	35,750	17,875		
D16	所得税 332,500円以上 413,000円未満	68,000	34,000	37,500	18,750		
D17	所得税 413,000円以上 483,000円未満	72,500	36,250	39,250	19,625	80,000	77,000
D18	所得税 483,000円以上 548,000円未満	77,000	38,500	41,000	20,500		
D19	所得税 548,000円以上 633,000円未満	81,500	40,750	42,750	21,375		
D20	所得税 633,000円以上 734,000円未満	86,000	43,000	44,500	22,250		
D21	所得税 734,000円以上 1,000,000円未満	90,500	45,250	46,250	23,125		
D22	所得税 1,000,000円以上	95,000	47,500	48,000	24,000	104,000	101,000

注1 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が入所又は利用している場合(学校教育法第1条に規定する幼稚園若しくは同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に入園し、又は就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に若しくは児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通園部に入所し、又は児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

注2 第3子以降の保育料については、無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が入所又は利用している場合(学校教育法第1条に規定する幼稚園若しくは同法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に入園し、又は就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に若しくは児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通園部に入所し、又は児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

注3 この表の市民税の額は、世帯の平成25年度市民税額の年額となります。また所得税の額は、世帯の平成25年分所得税額の年額となります(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。)

注4 この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

注6 平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による保育料への影響が生じないよう対応します。

注7 この表の所得税の額は平成25年分より徴収される、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づく復興特別所得税について保育料への影響が生じないよう対応します。